騒音に係る環境基準

（1998.9.30 環境庁告示第 64 号、2012.4.1 町田市告示第 1 号）

※この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設騒音には適用しない。

（単位：デシベル）

地域類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間（6 時から 22 時）	夜間（22 時～6 時）
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間（6 時から 22 時）	夜間（22 時から 6 時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
【備考】 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2 車線以下の車線を有する道路　　15 メートル
・2 車線を超える車線を有する道路　　20 メートル